

託児サービス利用時の援助について

【概要】

日本畜産学会第 129 回大会はほとんどの参加者がオンラインでの参加となるため、対象者がお住まいの地域にて、個別に利用した託児料金（シッターの利用や保育園の一時保育等）の領収証もしくは利用明細を証憑として会期後に料金の半額分を還元いたします。

【対象者】

日本畜産学会第 129 回大会参加者（シンポジウムやセミナーの発表者、コメンテーターとして招待されている非学会員も利用可）

【対象期間】

2021 年 9 月 13 日（月）～9 月 16 日（木）

【補助額】

半額補助。一人あたりの子供の数や補助額に制限はありません。

【申込方法】

申込期間 令和 3 年 8 月 10 日～9 月 12 日

以下の専用 Web 申込みフォームよりお申し込みください。

<https://forms.gle/u2v1X23pBbmk9Ffb6>

必要情報：

お名前、ご所属、メールアドレス、参加登録番号（A から始まる 5 桁の数字）、託児サービスをご利用する日付、託児サービス利用人数、サービス会社名、利用料金の総額（見込）

【事後手続】

大会終了後、9 月 22 日までに託児サービス利用の内訳（日付、人数、時間）がわかる領収書や利用明細をご準備いただき、証憑となる書類画像を国内の振込先口座情報とともに大会実行委員会（jsas2021@g-mail.tohoku-university.jp）にお送りください。

お申込みいただいた方には、大会実行委員会から折り返しメールにてご連絡いたします。万一、9 月中に返信が無い場合には、恐れ入りますが、大会実行にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

日本畜産学会第 129 回大会
実行委員会